

法教育

法教育

センターニュース

No. 3

2007年11月10日

第3号

Law Related Education

発行 横浜弁護士会法教育委員会

巻頭言

緑色の 髪の少年

横浜弁護士会
会長 山本 一行



それは私が何歳の頃か、もう憶えてはいない。一つの短編映画である。イギリスのある学校に、緑色の髪の少年が転校して来る。緑色の髪などあろう筈がない。多分、黒緑色、即ち東洋系の少年のことであろう。学校の寄宿舎で盗難事件が起こる。少年が疑われる。しかし、彼は頑強に否定する。裁判になる。ロンドン中、その話題に騒然となる。事件を依頼された弁護士は少年に言う。「現場には君しかいなかった。君が犯人だ。」少年は叫ぶ。「僕じゃない。」弁護士は彼を抱きしめる。「よろしい、ひきうけよう。」

多感な頃であった。涙が出た。それから緑色の髪の少年は私の心に生き続けたのである。

上の文は、司法試験受験雑誌「受験新報」の合格体験記の巻頭です。今読み返してみると気恥かしい。

あなたは何故弁護士になろうと思ったのですかと尋ねられることがあります。その折、私は格好いい理由がいいですか、格好悪い理由がいいですか、と問い返すことにしています。格好いい理由が「緑色の髪の少年」なのです。緑色の髪の少年の話をする時、最近年とともに涙腺の弱くなった私の胸に込み上げるものが

あります。私の心の中に生き続けている彼は、困難に遭遇した時、道に迷った時、現れます。

ところで、横浜弁護士会の法教育委員会は若手弁護士を中心に構成されています。若手ならではの「出前授業」「法廷傍聴」そして「サマースクール」と、そのアイデア、実行力には目を見張るものがあります。私は、この法教育委員会のメンバーが将来の横浜弁護士会、さらにわが国の法曹界をリードしていくことを期待しています。斯く言う私は、法教育委員会のファンなのです。

ファンであるからこそ一言申し上げたい。委員会の諸君は出前授業等において単に法制度を解説するだけでなく、一歩進んで児童、生徒、学生諸君の一人一人に対し彼らの生き方の指標を見つけるよう指導してほしい。彼ら一人一人が生き方の指標を見つけそれを己のものとしたとき、それは彼らの精神的支柱となるのです。

法教育にしろ、学校教育にしろ「教育」というものはそこに尽きます。しかし、その「教育」には時として途方もなく長い時間と忍耐を要します。彼らが精神的支柱を持ったとき、彼らは決して誤った道を選択することはありません。「緑色の髪の少年」が私の困難な時、迷った時に現れる様に。

私は、合格体験記を次の文で結びました。

緑色の髪の少年を私は忘れた訳ではない。しかし、長い受験生活の中、彼の姿がパンに見えてきたのである。私は再び少年の日に帰ることを願う。彼は、試練を経て逞しくなっている筈である。また、そうでなければ、なんのための受験であったのだろう。

法教育 Summer School サマースクール

横浜弁護士会初の試み

平成19年8月23日、横浜弁護士会は、中高生を対象に模擬裁判と裁判傍聴を体験してもらうサマースクールを開催しました。

横浜弁護士会では平素から模擬裁判と裁判傍聴会を開催していますが、通常、5名以上の申し込みからの受付となっております。そこで、生徒が参加しやすい夏休みに、1名からでも参加できるサマースクールを企画しました。

模擬裁判は横浜弁護士会が用意したシナリオで生徒が弁護士、検察官、裁判官役を演じてからどんな判決を出すか議論するもので、裁判傍聴は横浜地方裁判所で実際に行われている裁判を傍聴するものです。

模擬裁判では、生徒5名弁護士1名がグループとなって評議を行い、当方がシナリオを準備した段階では気づいていなかった点の指摘がなされるなど活発な議論がなされました。ほとんどの生徒が初対面という中、生徒達は初めは緊張した様子でしたが、グループでの議論の場では、徐々にうち解け、最後は、会場外にまで生徒の歓声や爆笑が始終聞こえてくるほどでした。

裁判傍聴では、生徒の雰囲気もがらりと変わり、「すごく張りつめて細部まで尋問していて緊張した。」との感想があったように、模擬裁判とは違う本物の裁判というものを生徒が肌で感じ取っているように思われました。

サマースクールを終えた生徒からは、「今日は実際の事件じゃないからまだ簡単に結論が出せたけど、実際の事件には被害者も実際にいるし、被告人にももっといろんな事情があるだろうし、そういうことを考えると裁判は重いものだと思う。」「今まで法律家になるには法律だけ勉強すれば良いと思っていたけど、道徳や心の面などいろんなことをいっぱい学ばなくてはいけないんだということに気付かされた。」といった感想がよせられました。

弁護士の人員確保が困難なこともあり、来年以降の開催は未定です。しかしながらサマースクールには、予定定員30名に対し53名もの参加があり、朝日・日経・読売・tvkといったマスコミ各社による報道がなされるなど、法教育に対する社会の要請は着実に高まっています。今後はかかる要請に応えるための体制作りが課題であるように思われました。

(法教育委員会委員 江塚 正二)



生徒が起訴状を朗読するシーン

私は初め、「弁護士＝法曹＝かたい」というイメージがあり、服装など色々と考えていたのですが、実際のサマースクールは予想以上に面白かったです。とてもフレンドリーな弁護士の方々、お世話になりました。(中3女子)

私は以前からテレビドラマなどを見て弁護士にあこがれていましたが、模擬裁判や裁判の傍聴などの貴重な体験をしたことにより更に興味を持ちました。特に裁判傍聴では小学校の頃に社会科見学として行ったのですがあまり感動もないまま終わってしまいましたが、高校生になった今、改めて見学したことによって私の夢が見えてきたようです。(高1女子)

模擬裁判では検察の役をやって模擬なのにすごく緊張しました。僕は最後に「求刑」の部分を読ませてもらったけど、それが実際の裁判では被告人の一生を左右してしまうかもしれない重い文章なんだと思いました。(高3男子)

生徒の声

もし来年もあるならまた参加したいなあと思いました!!(中3男子)

私の隣の席に座っていた人が言っていた、「道徳・心の面もしっかりしなければ・・・。」ということは確かになあと思いました。これから私も法律のこと、心のことを多く学び、人として成長していきたい、いつか法律家のプロとして弁護士になりたいです。(中1女子)

模擬裁判

Mock Trial Competition

選手権

平成19年8月18日、日弁連主催の「高校生模擬裁判選手権」が行われました。本企画は、日弁連としても初めての企画であり、本物の刑事裁判記録（模擬裁判用に加工されているものの、証拠が省略されているくらいで、ほとんどそのままの状態）を高校生に配り、高校生なりのやり方で、検察官・弁護人の冒頭陳述、証人尋問の問答、論告、弁論を準備してもらい、当日、各校の検察側と弁護側が対戦するという、従前の模擬裁判の概念を覆す企画です。証人役、被告人役も高校生が演じるので、証人役、被告人役は、その役になりきってアドリブで対応するという、高度な技術も要求されます。

東京会場と大阪会場に分かれ、合計8校が出場しましたが、東京会場においては、東京都から2校、神奈川県から2校が出場し、神奈川県の湘南白百合学園高等学校が優勝、同じく神奈川県の公文国際学園高等学校が第2位と大健闘しました。

私は、支援弁護士として、湘南白百合学園の生徒さん達のバックアップをしました。高校生にとっては、刑事裁判というものを見たこともなく、まずは刑事裁判手続の流れを学ぶことから始まり、事実認定とは？証拠とは？証人尋問のルールは？異議の出し方は？不同意書面とは？…と、短時間で刑事裁



湘南白百合VS.公文国際

判手続の基本を覚えていきました。そして、実際の記録を読み込み、検察側・弁護側それぞれの立場で、実際の事実はどうだったのか、について検討し、それを証人尋問・被告人質問で裁判官にどのように分かってもらうのか、どうすれば自分たちが証拠から読み取った事実を論告・弁論で表現することができるのか…という点に至るまで、高校生の柔軟性で何とか乗り越えていきました。

証拠を検討して、「事実はこちらだった」と、頭ではひらめいても、それを表現することの難しさを感じていたようでした。そして、それを証人尋問などで上手く表現できた瞬間は、とても嬉しそうにしていました。

とはいえ、本企画に全く課題がないとは言えないように思います。現状では高校生が自分なりに考えた結果を弁護士が見て満足するレベルまでは到達していましたが、「法教育」の企画である以上、高校生が準備の過程で、「そうか！分かった！」という喜びを感じていける企画のレベルにまでなれば、さらに有意義になるのではないかと感じました。

（法教育委員会委員 後藤 純代）

「法教育公開研修セミナー」

本年8月28日、横浜市教育文化センターにおいて、横浜国立大学公開講座「法教育公開研修セミナー」（後援：神奈川県教育委員会、横浜市教育委員会、横浜弁護士会）が開催され、教育関係者を中心に学生、当会会員など約70名の参加がありました。

本講座の前半は、私（弁護士）、梅田比奈子教諭（横浜市立瀬ヶ崎小学校）、中平一義教諭（愛川町立愛川中学校）、重松克也准教授（横浜国立大学教育人間科学部）が、それぞれの立場から、法教育に対する講義を行いました。後半は、渡邊弘講師（活水女

子大学）と北川善英教授（横浜国立大学教育人間科学部）がコーディネーターになり、前半の講師4名とともに、参加者からの質疑に回答する形でのパネルディスカッションを行いました。本講座は、報道各社から取材があり、神奈川新聞ではカラー写真入りで大きく取り上げられるなど、高い関心を集めました。

本講座は、北川善英教授を座長とする横浜国立大学「法教育研究会」の発意により実現したものです。北川教授及び同研究会メンバーには、深く感謝致します。（法教育委員会委員 宮下 京介）

センターのお仕事

～運営班編③～

法教育センターの出前授業の運営についてご紹介します。といっても、私は最近この出前授業の運営からすこしずつ離れ、田丸委員に仕事を移行しつつあるところですが（順繰りに期が若い先生に運営担当を回していく予定です。なんと民主的！）。

センターに出前授業の申込みが来ると、私の方から申込者である学校の先生にお電話をかけて、希望され

る授業の内容・テーマ、時間等を聞き取ります。それを踏まえてセンター登録弁護士の中から、事務所の所在地や弁護士会登録年度、最近授業への派遣をお願いしたかどうか等を考えてご依頼のお電話をかけることとなります。

この担当弁護士を選任する作業が一番大変ですが、登録していただいている方々の志が高いおかげで、予定が入っていない限り気持ちよくお引き受けいただけることが多く、運営担当者としてはとても助かっています。

今後とも、私や田丸委員がお電話をした際は、皆様ご協力をよろしくお願ひします。

（法教育委員会委員 青木 康郎）



横浜弁護士会

法教育センターのご案内

法教育センターは、法や司法に興味を持たれた方々に対して、弁護士がそのお手伝いをするための窓口です。

こんなことを頼めます…

- 裁判傍聴会** 弁護士が裁判傍聴にご一緒に、裁判の説明を行います。
- 出前授業** 弁護士が学校に行きご希望のテーマについて授業をします。
- 模擬裁判** 皆さんが行う模擬裁判を弁護士がお手伝いします。

お問合せは

横浜市中区日本大通り 9 横浜弁護士会内
 横浜弁護士会法教育センター
 TEL045-211-7707 FAX045-212-2888
 受付時間 月～金 午前10時～12時
 午後1時～4時

出前授業体験記



58期 弁護士 村松 謙

私は、平成19年6月15日、川崎市総合教育センターの依頼で、川崎市立今井中学校にて、川崎市内の中学校の社会科主任の先生を中心とした約70名の先生方を対象に、法教育の解説講義を行いました。本講義では、「社会科における法教育の捉え方」というテーマで、法務省の作成した「はじめての法教育」という中学3年生向けの公民教材を用いながら、学習指導要領に即した法教育の概要、必要性

を説明し、多数の実践例を紹介しました。特に、なぜ法教育が必要なのかを、価値観の多様化や規制緩和などの時代の変化に関連させて重点的に説明しました。学習指導要領が改訂され、中学校の社会科の内容に法教育が導入されるのはほぼ確実です。そのためか、参加された先生方の関心は高く、具体的な教材・実践例にもとても興味を持っていただき、川崎でも法教育が広まっていくと確信しました。

.....

*第2号の訂正 千歳弁護士が出前授業を行った高校は、県立平塚高校ではなく、県立大原高校でした。お詫びの上、訂正いたします。

編集後記

私事で恐縮ですが、結婚に伴い、来年から横浜弁護士会を一時離れることになりました。2010年夏まで夫の赴任先のニューデリーで生活します。本冊子のデスクは、次号から江塚委員に交代します。

創刊以来1年弱の短い間でしたが、読んでくださった皆さまからの反応は、何よりの励みになりました。どうもありがとうございました。新デスクのもとでの「法教育」もどうぞよろしくお願いいたします。

（本多 麻紀）



本多 麻紀(デスク)

山田 一誠 江塚 正二
 河野 隆行 種村 求
 村松 謙

*県西支部から村松謙委員が加わりました！